

鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月23日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市規則第6号

鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に
関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
施行規則（平成27年鳥取市規則第47号）の一部を次のように改正する。

別表第2条例別表第2の19の部に定めるものの部中「及び第11条の9」を「
第11条の9及び第11条の10」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。